

31 消防用設備等の活用状況

【関連章第8章】

事例1 「共同住宅の居室から出火し、スプリンクラー設備が作動した火災」

出火時分 5月 9時ごろ

用途等 共同住宅 耐火造 30/1 延 30,000 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり 統括防火管理者選任あり

被害状況 建物ぼや1棟 床若干、カーペット若干、ソファ等焼損

概要

この火災は、共同住宅22階の居室から出火したものです。

出火原因は、居住者が灰皿に捨てた完全に消しきれてないタバコの吸い殻を紙類が溜まったゴミ箱に捨てたため、無炎燃焼を継続したのち、ごみくずに着火し出火したものです。

建物管理人が自動火災報知設備の受信盤が22階出火室の表示を確認したことから別の管理人を現場に向かわせました。駆け付けた管理人が22階を確認すると、住戸の前で焦げ臭いにおいを確認しました。インターホンを押すも応答がなく、住戸は施錠されていたため、その旨管理人室に待機している管理人に伝えました。管理人室に待機していた管理人は放送設備を活用し全館一斉で確認中であることを伝え終えたとスプリンクラー設備の作動信号を確認しました。その後現場に向かった管理人の連絡を受け再度全館一斉で放送をいれたのち、管理人室の固定電話で119番通報しています。スプリンクラー設備が有効に作動し床等が若干焼損したのみで消火に至っています。

教訓等

この火災では管理人が放送設備を活用し適宜火災の状況を建物住民に伝えていたことから安易に避難行動を取らせることもなくけが人も発生しませんでした。しかし、スプリンクラー設備が有効に作動し鎮火状態となったにもかかわらず制御弁を閉めるなどの停止措置を講じなかったため長時間放水となり下階の広範囲にわたり水損が発生しています。建物管理者等は設置されている消防用設備等を熟知し、火災が発生し設備が作動した際に火災の拡大のみならず水損などの二次的被害も最小限に止めなければなりません。管理者任せではなく、居住者等各々が自衛消防訓練等の機会を捉え消防用設備等の設置状況や取扱い方法を確認しましょう。



写真 31-1 出火室の状況



写真 31-2 スプリンクラーの作動状況